**指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の**

**指定申請手続き等の手引き**

Ⅰ　市が指定する相談支援事業の種類と主な内容

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | 事業の主な内容 |
| 特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）） | 障がい者等からの相談に必要な便宜を供与するほか、障がい者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |
|  障害児相談支援事業（児童福祉法） | 障がい児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |

Ⅱ　指定基準

１　人員基準

　（１）管理者

　　　　事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管　　　理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

　（２）従事者

　　　　　　事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

（注）相談支援専門員が、担当する障がい者（児）が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくありません。

|  |
| --- |
| 専従とは：原則として、サービス提供時間帯（当該従業者の勤務時間）を通じて指定障害福祉サービス等以外職務に従事しないことをいいます。常勤・非常勤は問いません。 |
| 常勤換算とは：当該従業者の勤務時間を常勤従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該従業者の員数を常勤従業者の員数に換算する方法をいいます。（例）①常勤者を１名配置→４０時間÷４０時間＝（常勤換算で）１名　　　②常勤者１名と非常勤（週２０時間）１名を配置　　　→（４０時間＋２０時間）÷４０時間＝（常勤換算で）１．５名 |

２　設備基準

事業を行うためには、必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていなければなりません。

具体的には以下の点について留意してください。

　（１）事務室

　　　　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいと考えます。間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であって差し支えありません。

　　　　なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、指定相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。

　（２）受付等のスペースの確保

　　　　利用申し込みの受け付け、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保してください。また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。

　（３）設備及び備品

　　　　相談支援に必要な設備・備品を確保する必要がありますが、他の事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他の事業所・施設の設備・備品を使用することができます。

また、設備・備品は事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

３　相談支援専門員

　（１）基本的要件

　　　　相談支援専門員は、障がいの特性や当事者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります。

　（２）相談支援従事者研修の受講

　　　　　都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修・５日程度）の　　　全日程受講、修了していることが必要です。

　　　　　なお、現任研修を５年に１回以上受講する必要があります。

　　（３）実務経験

　　　　　従事されてきた業務に応じて、３年、５年、１０年以上の要件があります。詳しくは、厚生労働省告示第５４９号「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

Ⅲ　指定申請について

　１　特定相談支援事業・障害児相談支援事業に係る定款表記について　　　特定相談支援事業・障害児相談支援事業を開始しようとする法人は、登記事項全部証明書に、該当事業についての記載（例えば、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業といった記載が考えられます）をする必要があります。

　２　指定申請について

　　（１）指定障害児相談支援事業者のみの指定申請について

指定障害児相談支援事業者のみの指定については、障がい児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業者の指定もあわせて受けてください（指定障害児相談支援事業者のみの指定申請はできません）。

（２）主たる対象者（障害種別）の特定について

「総合的に相談支援を行う者」として、主たる対象者を特定せず全ての障がいについて対応することが原則となります。主たる対象者を特定する場合は、以下の内容を満たすことが必要となります。

① 他の事業所との連携により、主たる対象者以外の者についても対応可能なこと。

② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること。

　　　　　ただし、（１）により指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の指定をあわせて受ける場合で障害児のみを対象とする場合は、主たる対象者を「障害児」として差し支えありません。

（３）複数事業所の申請について

指定の申請は、事業所ごとに行います。同一法人が、複数の所在地の異なる事業所で相談支援を行う場合には、事業所ごとに申請書類が必要です。

（４）指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者の同時申請について

指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者を同時に申請する場合、書類は１セットで構いません。

　　（５）事業開始届の提出について

　　　　　事業の実施にあたっては、市への指定申請のほか、東京都へ事業開始届出をすることが必要となります。

　　　　　事業開始届関係の必要書類につきましては、東京都ホームページ内「東京都障害者サービス情報」に記載されています。

　　　【東京都障害者サービス情報】

　　　　<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

　　　　＊上記アドレスにある「書式ライブラリ」内の「１１事業開始届（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）」から必要書類をダウンロードしてください。

（６）提出先

　　　　　東京都小平市小川町２－１３３３　健康福祉事務センター１階

　　　　　小平市健康福祉部障がい者支援課

　　　　　電話　０４２－３４６－９５４０